

令和7年度高原町障害者就労施設等からの物品等の調達の方針

令和7年8月1日策定

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、令和5年度における本町の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定める。

1 適用範囲

本方針の適用範囲は、町のすべての機関が発注する物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

2 対象となる施設等

調達の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第4項に規定する障害者就労施設等とする。

3 対象となる物品等

町が調達する物品等のうち、障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。

4 調達の目標

障害者就労支援施設等からの物品等の調達については、前年度の実績を上回ることを目標とする。

5 調達の推進方法

- （1）障害者就労施設等が供給できる物品等の情報を各機関で共有する。
- （2）各所属は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）や高原町財務規則（平成18年規則第7号）などの関係規定に従い、予算の適正な執行に配慮しつつ、随意契約制度を活用し、障害者就労施設からの物品等の調達に努める。
- （3）各所属は、物品等の調達に当たっては、施設等の障がい特性等に留意した納期を設定するなどの配慮に努める。

6 調達実績の公表

年度終了後、速やかに物品等の調達実績の概要を取りまとめ、町ホームページ等により公表する。

7 その他

町の委託業者の受託者による物品等の調達についても、障害者就労施設等からの調達への協力求める。

8 担当窓口

この調達の方針の窓口は、福祉課とする。

【参考】

- 1 障害者優先調達推進法第2条第4項に規定する障害者就労施設等
 - (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する次の施設等
 - ① 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
 - ② 地域活動支援センター
 - ③ 生活介護事業所
 - ④ 就労移行支援事業所
 - ⑤ 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - (2) 障害者の地域における作業活動の場として必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
 - (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に規定する重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者を多数雇用する事業所として政令で定める次の事業所
 - ① 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項の認定に係る同行に規定する子会社の事業所
 - ② 以下の要件をすべて満たす事業所
 - ア 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の数が5人以上
 - イ 当該事業所の労働者に占める障害者である労働者の割合が20%以上
 - ウ 当該事業所の障害者である労働者に占める重度障害者等である労働者の割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障害者
- (5) 障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する在宅集合支援団体